

地球環境研究センターの発足ならびに 地球温暖化防止計画について

1. 地球環境研究センターの発足について

今般、国立環境研究所に「地球環境研究センター」が設置されました。その設立の趣旨、概要等は、以下のとおりです。

1. 設立の趣旨

人類の生存基盤そのものを脅かす重大な問題となっている地球環境問題に対し、実効ある取組みを行うためには、人類の諸活動が地球環境に及ぼす影響等を科学的に解明し、的確な環境保全対策を講ずるための基盤を早急に整備することが不可欠。この分野で、我が国は、国際的地位に応じた役割を積極的に果たすことが重要。このため、我が国の地球環境研究の中核的拠点として、「地球環境研究センター」を設置する。当研究センターでは、従来個別に実施されてきた地球環境研究を、関係研究者の結集のもとに国際的・学際的観点から組織化・体系化するとともに、研究に必要な基礎データを提供するためのモニタリングの実施、データベースの提供、研究支援のための大型・大容量のコンピュータの整備等により、地球環境研究の総合的な推進を図り、もって地球環境問題への適切な対策の立案に資することとする。

2. 発足の期日 平成2年10月1日

3. 場 所 茨城県つくば市（国立環境研究所）

4. 組 織 センター長：市川惇信（国立環境研究所副所長）、総括研究管理官、研究管理官等にて構成。

5. 業務計画（平成3年度概算要求中のものを含む）

(1) 日本および世界の地球環境研究の組織化と方向付け（地球環境研究の総合化）

①地球環境研究総合推進費による研究のとりまとめ
地球環境研究総合推進費による研究の進捗状況等のとりまとめと、その地球環境研究等企画委員会への報告を行う。

②地球環境研究科学者交流会議の開催
地球環境研究に携わる研究者が交流し、専門的な指導・助言等を得るための会議を開催する。

③総合化研究
地球環境問題に関する分野別の研究成果を利用し、世界環境総合モデルの構築等、地球環境問題を系統的、体系的に把握し、問題解決策を提言する研究を行う。特に地球環境問題と技術進歩、社

会経済等との関連等、分野横断的な研究を行う。

(2) 地球環境研究への支援

①地球環境データベース

当センターで実施する地球環境モニタリングより得られるデータや、地球環境に関する国際的なデータの収集、整備を行い、地球規模で生じる環境変動に関する研究、環境行政施策の立案等のニーズに応じて、広く内外に提供する。

②スーパーコンピュータ、地球環境研究施設の整備

地球規模での環境変動に関する研究には、長期間かつ広範な空間的領域を対象とした膨大な演算処理を要求される数値的なモデルを用いた解析が不可欠であり、そのための超高速、大容量のコンピュータの整備が必要とされる。このため、当センターにこれを整備し、地球環境に携わる研究者の利用に供する。また、センターにおける研究の効率的推進を図るため、今後大型の共同実験施設等を整備していく。

(3) 地球環境モニタリング

①オゾンレーザーレーダー及び人工衛星による成層圏オゾンの変動の観測監視

オゾンレーザーレーダー等を用いた成層圏オゾンの常時観測及び有害紫外線量の変動監視を行う。また、将来的に地球観測衛星（ADEOS）を用いたオゾンの観測を行う。

②航空機及び地上測定局による大気微量成分の濃度・分布・変動の観測監視

航空機を用いてアジア、西太平洋地域の対流圏での大気微量成分の緯度、高度分布を測定する。また、沖縄県西表島等の、汚染源から離れた地点に設置する地上測定局（ラボラトリステーション）において、地球温暖化ガス、成層圏オゾン破壊ガス、酸性雨関連ガス等を、長期的、系統的かつ高感度、高精度に自動測定する。

③船舶による海洋変動の観測監視

人間活動及び生物生産活動が活発で、窒素・リン化合物、有害化学物質、重金属等の拡散・蓄積が進んでいる東シナ海を中心に、当面、植物プランクトンと栄養塩のモニタリングを行う。また、地球温暖化の予測に不可欠な外洋の機能を明らか

にするため、洋上大気、海水中溶存気体、沈降性粒子状物質等を定期的に測定する。

2. 「地球温暖化防止行動計画」について

地球環境問題、とりわけ地球温暖化問題は人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼす恐れがある重大な問題であり、世界各国が協調し直ちに実施可能な対策から着実に推進していく必要があります。このような中、去る10月23日の地球環境保全に関する関係閣僚会議において、「地球温暖化防止行動計画」が決定されました。今後政府としてはこの行動計画に基づき、総合的な温暖化対策を着実に推進するとともに、国際的にも、温暖化防止の国際的枠組みづくりの貢献に努めることとしています。本計画の概要は、以下のとおりです。

第一 行動計画策定の背景及び意義

地球温暖化防止の国際的枠組みづくりに貢献する上で、我が国の基本的姿勢を明らかにすべく策定。

第二 地球温暖化対策の推進に当たり配慮すべき基本的事項

1. 環境保全型社会の形成
2. 経済の安定的発展との両立
3. 国際的協調

第三 行動計画の目標

温室効果ガスの排出抑制目標は次のとおりとする。

(1) 二酸化炭素については、先進主要諸国がその排出抑制のために共通の努力を行うことを前提に、次の目標を定める。

①二酸化炭素の排出抑制のため、官民あげての最大限の努力により、本行動計画に盛り込まれた広範な対策を実施可能なものから着実に推進し、一人あたり二酸化炭素排出量について2000年以降概ね1990年レベルでの安定化を図る。

②上記①の諸措置と相まって、さらに太陽光、水素等の新エネルギー、二酸化炭素の固定化等の革新的技術開発等が、現在予測以上に早期に大幅に進展することにより、二酸化炭素排出総量が2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努める。

(2) メタンについては、現状の排出の程度を超えないこととする。また、亜酸化窒素等その他の温室効果ガスについても、極力その排出を増加させないこととする。また、二酸化炭素吸収源については、国内の森林・都市等の緑の保全整備を図るとともに、地球規模の森林の保全造成等に積極的に取り組むこととする。

第四 行動計画の期間

行動計画の期間は、1991年（平成3年）から2010年（平成22年）までとし、2000年（平成12年）を中間目標年次とする。その間、国際的な動向や科学的知見の集

積等を踏まえつつ、必要に応じ行動計画の見直しを行い、機動的に対応していくこととする。

第五 講ずべき対策

1. 二酸化炭素排出抑制対策

- (1) 二酸化炭素排出の少ない都市・地域構造形成
- (2) 二酸化炭素排出の少ない交通体系等の形成
- (3) 二酸化炭素排出の少ない生産構造の形成
- (4) 二酸化炭素排出の少ないエネルギー供給構造の形成
- (5) 二酸化炭素排出の少ないライフスタイルの実現

2. メタンその他の温室効果ガス排出抑制対策

- (1) メタン対策：廃棄物の処理、農業及びエネルギーの生産・利用における対策
- (2) 亜酸化窒素対策
- (3) その他の対策

3. 二酸化炭素の吸収源（森林等の緑）対策

- (1) 国内の森林・都市等の緑の保全整備
- (2) 木材資源利用の適正化
4. 科学的調査研究、観測・監視の推進

(1) 科学的調査研究 (2) 観測・監視

5. 技術開発及びその普及

- (1) 温室効果ガス排出抑制のための技術
- (2) 温室効果ガス吸収・固定等のための技術
- (3) 温暖化適応技術

6. 普及・啓発

行動計画の周知、正確な情報の普及、環境教育の推進、自主的取組に対する支援・助成

7. 国際協力の推進

- (1) 地球温暖化防止対策の総合的支援
- (2) 地球温暖化防止に資する技術の移転の推進
- (3) 熱帯林等二酸化炭素吸収源の保全・造成支援
- (4) 研究協力、適正技術の開発の推進
- (5) 民間レベルでの国際協力の推進
- (6) 国際協力プロジェクトに際しての地球温暖化防止への配慮

第六 行動計画の推進

1. 行動計画に定める対策を具体化するために必要な措置の実施
2. 地球環境保全に関する関係閣僚会議は、毎年度、二酸化炭素の排出総量等の外、対策の実施状況等について報告を受ける。また、必要に応じ、当該報告を踏まえ、行動計画の推進について検討する。
3. 地方公共団体に対する支援措置の実施
4. 事業者等に対する行動計画の周知徹底、支援措置の実施

（環境庁企画調整局環境研究技術課 矢野 久志）